

暴風警報・暴風雪警報発令時

における児童の授業の実施・登下校等について

愛知県全域 または 愛知県西部 または 尾張西部 の3種類の区域
いずれかに「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令されている場合

警報解除時刻	給食中止の連絡をした場合	給食中止の連絡をしなかった場合
午前6時より前	弁当持参・平常日課の授業	給食・平常日課の授業
午前6時以降 午前8時30分 までの間	解除2時間後、授業開始 弁当持参 午後も授業	解除2時間後、授業開始 授業は午前中 給食はありません。
午前8時30分 以降 午前11時まで の間	解除2時間後、授業開始 弁当持参 (状況に応じて家庭で昼食をとっ てから登校してもよい。) 午後も授業	休校(授業なし)
午前11時過ぎ	休校(授業なし)	

児童の登校後に、「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令されたとき

- 1 気象状況等により、安全に下校させ得ると認めた場合には、授業を中止し下校させます。
- 2 遠隔に居住し帰宅が困難な児童は学校に待機させます。

下校の際には、通学団ごとになることが多いため、中学生よりも帰宅が遅れる可能性が高いことをご了解ください。

**「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令されていないが、
異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合も**

休業や授業中止の決定をすることもあります。